

## 町名地番変更設定業務説明会での主な質疑応答

日時：7月10日（土）午前10時、午後2時

場所：須西小学校体育館

Q 1	住所変更後、郵便物は旧住所でいつまで届くのですか？
A 1	蟹江郵便局が郵便物を転送する期間は1年間です。 令和4年1月8日に新しい住所となりますので、そこから1年間は、旧住所でも郵便物が配送されます。1年を過ぎた場合、郵便物は、差出人に返送されます。

Q 2	来年の年賀状に関してですが、住所変更前に新住所で配送されますか？
A 2	11月下旬頃、皆さんに新しい住所をお知らせする予定ですが、正式に新しい住所となるのは令和4年1月8日になります。そのため、新しい住所で郵便物が届くのも1月8日以降になります。

Q 3	郵便局から配布される「住所変更お知らせはがき」の裏面には、新住所が印刷された状態で配布されるのですか？それとも白紙のはがきが配布されるのですか？
A 3	「住所変更お知らせはがき」は郵便局の全国統一の書式になります。定型文は印刷されていますが、ご自身で新しい住所を記入していただくことになります。

Q 4	「住所変更お知らせはがき」は11月下旬に配布されるとのことですが、住所変更日1月8日以降にしか出せませんか？前もって出していいものですか？
A 4	前もって「住所変更お知らせはがき」を出して新しい住所をお知らせすることはできますが、新しい住所で郵便物が届くのは1月8日以降になります。令和4年の年賀状を新しい住所で出してしまった場合、届かないことになります。

Q 5	「住所変更お知らせはがき」が個人は 50 枚配布されるということですが、それ以上ほしい場合は、有料となりますか？
A 5	全国の郵便局の統一で 1 世帯 50 枚までが無料になります。それ以上は有料となります。11 月下旬頃、皆さんに新しい住所をお伝えする予定です。年賀状等を活用しながら新住所のお知らせをお願いします。

Q 6	現在の住所の下 6 桁、〇〇番地も変わるのでしょうか？
A 6	番地も新しく振り直しますので、現在の住所の番地から変わります。

Q 7	運転免許証を返納して、運転経歴証明書を持っていますが、住所変更はどうすればいいですか？
A 7	運転経歴証明書も、運転免許証と同様、町名地番変更証明書を持って、蟹江警察署等で住所変更の手続きをお願いします。

Q 8	パスポートの書き換えは必要ですか？
A 8	住所はパスポートの記載事項ではありませんので、特別な手続きは不要です。住所を変更するときは、旧住所を二重線で消し、手書きで修正してください。その際、修正液や修正テープは使用しないようにご注意ください。

Q 9	マイナンバーカードの変更の手続きについて、子どものカードも必ず本人が手続きに行かなければいけませんか？
A 9	必ずしも本人でなくても手続きは可能です。カードと暗証番号があれば、委任状なしで代理人でも手続き可能です。

Q 10	マイナンバー通知カードの住所は変更できないとありますが、通知カードが使えなくなるということですか？
A 10	住所の変更ができなくなっただけで、通知カード自体は引き続き使用は可能です。ただし、町名地番変更証明書とセットで使用していただくこととなります。

Q 11	自動車検査証について、口頭の説明では車検の更新の際にやればいいという説明でしたが、資料には「できるだけすみやかに」と書いてあります。どちらでしょうか？
A 11	資料には「できるだけすみやかに」と記載させていただいていますが、郵便物が転送される1年以内で手続きしていただければ問題ないと思います。この1年の間に車検の更新があれば、車検時に手続きしていただければ問題ないと思います。

Q 12	厚生年金に加入中の場合、原則手続きの必要はないとありますが、マイナンバーが収録されていない場合、年金事務所と相談しないといけませんか？それとも会社に住所変更通知を持っていけばいいのですか？
A 12	国民年金・厚生年金で、マイナンバーが収録されていない場合は中村年金事務所にお問い合わせください。企業年金の場合は、新しい住所を企業年金の事務局へ連絡してください。

Q 13	町名地番変更証明書は5通送られてくるとのことですが、あらかじめ申し出れば10通に増やして送るなどしてもらえますか？身体が不自由な方など、役場まで証明書を取りに行けない方もいると思うので、そういった対応はとれませんか？
A 13	前回まで3通でしたが、少しでも窓口に足を運んでいただかなくてもいいように今回5通に増やしたところです。銀行を始め住所変更の手続きでは、申し出れば基本的には証明書の原本が還付されますので、5通で足りると思います。また、役場で追加発行する町名地番変更証明書は、本人でなくても代理人でも申請できます。

Q 14	土地建物登記簿は住所変更手続きが必要ないとのことですが、土地の一筆一筆全てが変更されるという理解でいいでしょうか？
A 14	登記簿の表題部、土地や建物の所在地の部分は役場で変更します。 所有欄の住所や、住宅ローンなど抵当権がついている場合の抵当権の欄の住所は本人で手続きを行う必要があります。ただ、所有者欄は、相続など何か事案が発生するまでそのままだでも支障はないかと思われま す。抵当権の欄に関しては、銀行、ローン会社等にご相談ください。

Q15	ゼンリン等の地図業者やヤフー等の情報業者、宅配便等の運送事業者に対して新住所の開示あるいは閲覧はできますか？また、いつからできるようになりますか？
A15	年度末までに新旧対照表を作成します。氏名が入った住所の新旧対照表は閲覧することはできませんが、個人情報に記載されていない地番のみの新旧対照表を閲覧用に準備する予定です。また、地番のみの新旧対照表は町ホームページでも公表を予定しています。

Q16	土地改良区の者ですが、①今回の地番変更は農地も対象ですか？②農地の地権者は何か手続きが必要となりますか？③農地台帳の管理の関係上、新旧対照表を提示してもらえますか？
A16	①農地も対象です。②登記の表題部と固定資産台帳は役場で変更するため、手続きは必要ありません。③土地の地番のみの新旧対照表であれば土地改良区へお渡しすることは可能です。

Q17	資産が区域内にあり、住所は名古屋市に移っています。通知等は名古屋市に届くのか。
A17	区域内の資産の所在地が変更となった旨の通知が2月頃に、名古屋市の住所に届くことになります。